

栄町議会事務局設置条例

昭和 5 5 年 3 月 1 0 日

条例第 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条第 2 項の規定に基づき、栄町議会に事務局を置く。

附 則

この条例は、昭和 5 5 年 4 月 1 日から施行する。